

新型コロナウイルス感染症に係る 小中学校の休業期間の延長について

新型コロナウイルス感染症については、本市が近接している東京都の感染者が急激に増加している状況にあります。また、埼玉県からは週末における不要不急の外出及び平日における都内への外出を4月19日（日）まで控えるよう自粛の要請がありました。

このような状況の中、本市においては、都内へ通勤・通学している市民も多いことから、児童・生徒の健康、安全を第一に考え、休業期間を4月19日（日）まで延長します。

1 休業期間の延長について

休業期間は4月19日（日）まで延長し、学校再開は4月20日（月）とします。

2 入学式の実施について

小学校 4月9日（木） 体育館

中学校 4月8日（水） 体育館

※出席者については、新入生、教職員、新入生の保護者1名
規模を縮小して実施します。

3 授業について

4月8日（水）臨時登校日（中学校入学式を含む）

9日（木）臨時登校日（小学校入学式を含む）

10日（金）臨時登校日（短縮授業）

13日（月）臨時登校日（短縮授業）

16日（木）臨時登校日（短縮授業）

20日（月）学校再開（通常授業）

記者発表資料

令和2年4月3日

教育政策部学校教育課

担当者／課長 福沢 仁恵

電話番号／048-473-1111

内線3120

志木市